

京都市告示第 259 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 10 月 23 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
一橋緯22号線	東山区本町十五丁目778番地地先内	旧	メートル 16.80	メートル 6.00 ~ 7.00
		新	16.80	3.09 ~ 9.00
川島経180号線	西京区川島権田町43番地の36地先内	旧	2.30	4.95 ~ 8.80
		新	2.30	6.50 ~ 10.40
川島緯168号線	西京区桂坤町134番地地先から	旧	45.30	4.80 ~ 6.05
	同区川島権田町43番地の36地先まで	新	45.30	6.84 ~ 8.42

(建設局土木管理部道路明示課)